

見積参加希望者 各位  
(盛岡市内に本社を有する  
「保守・点検・管理(修理・整備を含む) - 下水道施設等保守点検」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

## 随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得を熟知して見積されたく通知します。

記

- 1 随意契約見積に付する事項
  - (1) 件名 盛岡市立手代森小学校浄化槽フロア交換修繕
  - (2) 修繕内容 別紙「仕様書」のとおり
  - (3) 修繕の場所 盛岡市手代森22地割41番外
  - (4) 修繕の期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 2 契約条項を示す場所  
盛岡市教育委員会事務局総務課
- 3 見積書提出の日時及び場所  
令和8年7月14日(火) 8時30分から14時00分まで  
盛岡市役所 都南分庁舎3階 教育委員会事務局総務課  
執行即時開封  
上記日時に指定場所へ持参し、執務室内に設置された見積箱に提出すること。
- 4 郵便又は電話による見積  
認めない
- 5 契約書作成の要否  
要 修繕請負契約書による。
- 6 その他
  - (1) 見積回数  
1回限りとする。  
(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
  - (2) 見積書  
見積書は、見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。  
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
  - (3) 見積の無効  
盛岡市随意契約見積参加者心得第9の規定に該当する見積
  - (4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。
  - (5) この見積に関する問い合わせ先  
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年7月8日(水)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により教育委員会事務局総務課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市公式ホームページ『事業者の皆さんへ>市の発注契約>発注情報』で令和8年7月13日(月)までに公表する。  
電子メールアドレス [edu.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:edu.soumu@city.morioka.iwate.jp)  
盛岡市教育委員会事務局総務課Tel 019-613-3088、Fax 019-639-9043